

障害福祉サービス費等の報酬算定構造

※令和6年度見直し箇所については、右記のとおり記載する。

赤字

目 次

居宅介護サービス費	1
重度訪問介護サービス費	2
同行援護サービス費	3
行動援護サービス費	4
重度障害者等包括支援サービス費	5
療養介護サービス費	6
生活介護サービス費	7
短期入所サービス費	11
施設入所支援サービス費	13
共同生活援助サービス費	15
自立生活援助サービス費	19
機能訓練サービス費	21
生活訓練サービス費	22
宿泊型自立訓練サービス費	24
就労移行支援サービス費	26
就労移行支援（養成）サービス費	28
就労継続支援A型サービス費	30
就労継続支援B型サービス費	33
就労定着支援サービス費	36
就労選択支援サービス費	37
計画相談支援給付費	38
障害児相談支援給付費	39
地域相談支援給付費（地域移行支援）	40
地域相談支援給付費（地域定着支援）	41
児童発達支援給付費	42
（令和9年3月31日までの間の経過的サービス費）	
（旧）主として難聴児経過的児童発達支援給付費	49
（旧）主として重症心身障害児経過的児童発達支援給付費	53
（旧）医療型経過的児童発達支援給付費	55
放課後等デイサービス給付費	57
居宅訪問型児童発達支援給付費	62
保育所等訪問支援給付費	63
福祉型障害児入所施設給付費	64
医療型障害児入所施設給付費	68

○居宅介護サービス費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
		基礎研修課程修了者等により行われる場合	重度訪問介護研修修了者による場合	2人の居宅介護従業者による場合	夜間もしくは早朝の場合又は深夜の場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	身体拘束廃止未実施減算	虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	情報公表未報告減算	特定事業所加算	特別地域加算	緊急時対応加算(月2回を限度)	喀痰吸引等支援体制加算
イ 居宅における身体介護	(1) 30分未満 (256単位) (2) 30分以上1時間未満 (404単位) (3) 1時間以上1時間30分未満 (587単位) (4) 1時間30分以上2時間未満 (669単位) (5) 2時間以上2時間30分未満 (754単位) (6) 2時間30分以上3時間未満 (837単位) (7) 3時間以上 (921単位に30分を増すごとに+83単位)													
ロ 通院等介助(身体介護を伴う場合)	(1) 30分未満 (256単位) (2) 30分以上1時間未満 (404単位) (3) 1時間以上1時間30分未満 (587単位) (4) 1時間30分以上2時間未満 (669単位) (5) 2時間以上2時間30分未満 (754単位) (6) 2時間30分以上3時間未満 (837単位) (7) 3時間以上 (921単位に30分を増すごとに+83単位)	×70/100			夜間もしくは早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85/100	×99/100	×99/100	×99/100 注 令和7年4月1日から適用	×95/100	特定事業所加算(I) +20/100 特定事業所加算(II) +10/100 特定事業所加算(III) +10/100 特定事業所加算(IV) +5/100	+15/100	1回につき100単位を加算 注 地域生活支援拠点等の場合 +50単位 1人1日当たり100単位を加算	
ハ 家事援助	(1) 30分未満 (106単位) (2) 30分以上45分未満 (153単位) (3) 45分以上1時間未満 (197単位) (4) 1時間以上1時間15分未満 (239単位) (5) 1時間15分以上1時間30分未満 (275単位) (6) 1時間30分以上 (311単位に15分を増すごとに+35単位)	×90/100	×90/100											
ニ 通院等介助(身体介護を伴わない場合)	(1) 30分未満 (106単位) (2) 30分以上1時間未満 (197単位) (3) 1時間以上1時間30分未満 (275単位) (4) 1時間30分以上 (345単位に30分を増すごとに+69単位)													
ホ 通院等乗降介助	(102単位)													
初回加算	(1月につき200単位を加算)													
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)	(1回につき150単位を加算)													
福祉専門職員等連携加算(90日の間、3回を限度)	(1回につき564単位を加算)													
イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×417/1,000)														
ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×402/1,000)														
ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(III) (1月につき +所定単位×347/1,000)														
ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算(IV) (1月につき +所定単位×273/1,000)														
ホ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V) (1月につき +所定単位×237/1,000)														
イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(1) (1月につき +所定単位×372/1,000)														
ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(2) (1月につき +所定単位×343/1,000)														
ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(3) (1月につき +所定単位×357/1,000)														
ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(4) (1月につき +所定単位×328/1,000)														
ホ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5) (1月につき +所定単位×298/1,000)														
イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(6) (1月につき +所定単位×283/1,000)														
ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7) (1月につき +所定単位×254/1,000)														
ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8) (1月につき +所定単位×302/1,000)														
ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(9) (1月につき +所定単位×239/1,000)														
ホ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10) (1月につき +所定単位×209/1,000)														
イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11) (1月につき +所定単位×228/1,000)														
ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(12) (1月につき +所定単位×194/1,000)														
ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13) (1月につき +所定単位×184/1,000)														
ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(14) (1月につき +所定単位×139/1,000)														
イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×274/1,000)														
ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×200/1,000)														
ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(III) (1月につき +所定単位×111/1,000)														
イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×70/1,000)														
ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×55/1,000)														
福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算 (1月につき +所定単位×45/1,000)														

○重度訪問介護サービス費

基本部分		注 重度障害者等の場合	注 障害支援区分6に該当する者の場合	注 2人の重度訪問介護従業者による場合	注 2人の重度訪問介護従業者による場合	注 90日以上利用減算	注 身体拘束廃止未実施減算	注 虐待防止措置未実施減算	注 実務総統計画未策定減算	注 情報公表未報告減算	注 特定事業所加算	注 特別地域加算	注 緊急時対応加算(月2回を限度)	注 喀痰吸引等支援体制加算	
イ ロ以外の障害者に提供した場合	(1) 1時間未満	(186単位)													
	(2) 1時間以上1時間30分未満	(277単位)													
	(3) 1時間30分以上2時間未満	(369単位)													
	(4) 2時間以上2時間30分未満	(461単位)													
	(5) 2時間30分以上3時間未満	(553単位)													
	(6) 3時間以上3時間30分未満	(644単位)													
	(7) 3時間30分以上4時間未満	(736単位)													
	(8) 4時間以上8時間未満	(821単位に30分を増すごとに+85単位)													
	(9) 8時間以上12時間未満	(1,505単位に30分を増すごとに+85単位)													
	(10) 12時間以上16時間未満	(2,184単位に30分を増すごとに+81単位)													
	(11) 16時間以上20時間未満	(2,834単位に30分を増すごとに+86単位)													
	(12) 20時間以上24時間未満	(3,520単位に30分を増すごとに+80単位)													
ロ 病院等に入院又は入所中の障害者に提供した場合	(1) 1時間未満	(186単位)	+15/100	+8.5/100											
	(2) 1時間以上1時間30分未満	(277単位)													
	(3) 1時間30分以上2時間未満	(369単位)													
	(4) 2時間以上2時間30分未満	(461単位)													
	(5) 2時間30分以上3時間未満	(553単位)													
	(6) 3時間以上3時間30分未満	(644単位)													
	(7) 3時間30分以上4時間未満	(736単位)													
	(8) 4時間以上8時間未満	(821単位に30分を増すごとに+85単位)													
	(9) 8時間以上12時間未満	(1,505単位に30分を増すごとに+85単位)													
	(10) 12時間以上16時間未満	(2,184単位に30分を増すごとに+81単位)													
	(11) 16時間以上20時間未満	(2,834単位に30分を増すごとに+86単位)													
	(12) 20時間以上24時間未満	(3,520単位に30分を増すごとに+80単位)													
移動介護加算	イ 1時間未満 (100単位を加算) ロ 1時間以上1時間30分未満 (125単位を加算) ハ 1時間30分以上2時間未満 (150単位を加算) ニ 2時間以上2時間30分未満 (175単位を加算) ホ 2時間30分以上3時間未満 (200単位を加算) ヘ 3時間以上 (250単位を加算)														
移動介護緊急時支援加算	(1日につき240単位を加算)														
初回加算	(1月につき200単位を加算)														
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)	(1回につき150単位を加算)														
行動障害支援連携加算(30日の間、1回を限度)	(1回につき584単位を加算)														
入院時支援連携加算	(入院前に1回を限度として300単位を加算)														
福祉・介護職員等処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×343/1,000)														
	ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×328/1,000)														
	ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×273/1,000)														
	ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +所定単位×219/1,000)														
	ホ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)	(1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(1) (1月につき +所定単位×298/1,000)													
		(2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(2) (1月につき +所定単位×289/1,000)													
		(3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(3) (1月につき +所定単位×283/1,000)													
		(4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(4) (1月につき +所定単位×274/1,000)													
		(5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5) (1月につき +所定単位×244/1,000)													
		(6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(6) (1月につき +所定単位×229/1,000)													
		(7) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7) (1月につき +所定単位×224/1,000)													
		(8) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8) (1月につき +所定単位×228/1,000)													
		(9) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(9) (1月につき +所定単位×209/1,000)													
		(10) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10) (1月につき +所定単位×179/1,000)													
(11) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11) (1月につき +所定単位×174/1,000)															
(12) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(12) (1月につき +所定単位×164/1,000)															
(13) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13) (1月につき +所定単位×154/1,000)															
(14) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(14) (1月につき +所定単位×109/1,000)															
福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×200/1,000)														
福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×146/1,000)														
福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×81/1,000)														
福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき +所定単位×70/1,000)														
福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき +所定単位×55/1,000)														
福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算	(1月につき +所定単位×45/1,000)														

○同行援護サービス費

	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
基本部分	基礎研修課程終了者等により行われる場合	盲ろう者向け通訳・介助員により行われる場合	2人の同行援護従来者による場合	返国もしくは昇職の場合又は深夜の場合	盲ろう者に対して盲ろう者向け通訳・介助員が支援を行う場合	障害支援区分3に該当する者の場合	障害支援区分4以上に該当する者の場合	身体拘束禁止未実施減算	虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	情報公表未報告減算	特定事業所加算	特別地域加算	緊急時対応加算(月2回を限度)	略称吸引等支援体制加算
イ 30分未満 (191単位)															
ロ 30分以上1時間未満 (302単位)															
ハ 1時間以上1時間30分未満 (436単位)				夜間もしくは早朝の場合 +25/100	+25/100	+20/100	+40/100	×99/100	×99/100	×99/100 注: 令和7年4月1日から適用	×95/100				
ニ 1時間30分以上2時間未満 (501単位)	×90/100	×90/100	×200/100	深夜の場合 +50/100											
ホ 2時間以上2時間30分未満 (566単位)															
ヘ 2時間30分以上3時間未満 (632単位)															
ト 3時間以上 (697単位に30分を増すごとに+66単位)															
初回加算 (1月につき200単位を加算)															
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度) (1回につき150単位を加算)															
イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×417/1,000) ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×402/1,000) ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×347/1,000) ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +所定単位×273/1,000) ホ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V) (1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(1) (1月につき +所定単位×372/1,000) (2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(2) (1月につき +所定単位×343/1,000) (3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(3) (1月につき +所定単位×357/1,000) (4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(4) (1月につき +所定単位×328/1,000) (5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5) (1月につき +所定単位×298/1,000) (6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(6) (1月につき +所定単位×283/1,000) (7) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7) (1月につき +所定単位×254/1,000) (8) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8) (1月につき +所定単位×302/1,000) (9) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(9) (1月につき +所定単位×239/1,000) (10) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10) (1月につき +所定単位×209/1,000) (11) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11) (1月につき +所定単位×228/1,000) (12) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(12) (1月につき +所定単位×194/1,000) (13) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13) (1月につき +所定単位×184/1,000) (14) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(14) (1月につき +所定単位×139/1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 令和6年6月1日から算定可能 注3 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)については、令和7年3月31日まで算定可能														
イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×274/1,000) ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×200/1,000) ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×111/1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 令和6年5月31日まで算定可能														
福祉・介護職員等特定処遇改善加算 イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×70/1,000) ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×55/1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 令和6年5月31日まで算定可能														
福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算 (1月につき +所定単位×45/1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 令和6年5月31日まで算定可能														

○行動援護サービス費

基本部分	注 支援計画シート等が未作成の場合	注 2人の行動援護従事者による場合	注 身体拘束廃止未実施減算	注 虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 情報公表未報告減算	注 特定事業所加算	注 特別地域加算	注 緊急時対応加算(月2回を限度)	注 喀痰吸引等支援体制加算
イ 30分未満 (288単位)	×95/100	×200/100	×99/100	×99/100	×99/100 注 令和7年4月1日から適用	×95/100	特定事業所加算(I) +20/100 特定事業所加算(II) +10/100 特定事業所加算(III) +10/100 特定事業所加算(IV) +5/100	+15/100	1回につき100単位を加算 注 地域生活支援拠点等の場合+50単位	1人1日当たり100単位を加算
ロ 30分以上1時間未満 (437単位)										
ハ 1時間以上1時間30分未満 (619単位)										
ニ 1時間30分以上2時間未満 (762単位)										
ホ 2時間以上2時間30分未満 (905単位)										
ヘ 2時間30分以上3時間未満 (1,047単位)										
ト 3時間以上3時間30分未満 (1,191単位)										
チ 3時間30分以上4時間未満 (1,334単位)										
リ 4時間以上4時間30分未満 (1,479単位)										
ヌ 4時間30分以上5時間未満 (1,623単位)										
ル 5時間以上5時間30分未満 (1,764単位)										
ヲ 5時間30分以上6時間未満 (1,904単位)										
ワ 6時間以上6時間30分未満 (2,046単位)										
カ 6時間30分以上7時間未満 (2,192単位)										
コ 7時間以上7時間30分未満 (2,340単位)										
ク 7時間30分以上 (2,485単位)										

初回加算 (1月につき200単位を加算)

利用者負担上限額管理加算(月1回を限度) (1回につき150単位を加算)

行動障害支援指導連携加算(移行する日の属する月につき1回を限度) (1回につき273単位を加算)

福祉・介護職員等処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×382/1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 令和6年6月1日から算定可能 注3 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)については、令和7年3月31日まで算定可能
	ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×367/1,000)	
	ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(III) (1月につき +所定単位×312/1,000)	
	ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算(IV) (1月につき +所定単位×248/1,000)	
	(1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(1) (1月につき +所定単位×337/1,000)	
	(2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(2) (1月につき +所定単位×318/1,000)	
	(3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(3) (1月につき +所定単位×322/1,000)	
	(4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(4) (1月につき +所定単位×303/1,000)	
	(5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5) (1月につき +所定単位×273/1,000)	
	(6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(6) (1月につき +所定単位×258/1,000)	
	ホ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V) (7) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7) (1月につき +所定単位×240/1,000)	
	(8) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8) (1月につき +所定単位×267/1,000)	
	(9) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(9) (1月につき +所定単位×225/1,000)	
	(10) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10) (1月につき +所定単位×195/1,000)	
(11) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11) (1月につき +所定単位×203/1,000)		
(12) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(12) (1月につき +所定単位×180/1,000)		
(13) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13) (1月につき +所定単位×170/1,000)		
(14) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(14) (1月につき +所定単位×125/1,000)		

福祉・介護職員等処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×239/1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 令和6年5月31日まで算定可能
	ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×175/1,000)	
	ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(III) (1月につき +所定単位×97/1,000)	

福祉・介護職員等特定処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×70/1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 令和6年5月31日まで算定可能
	ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×55/1,000)	

福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算 (1月につき +所定単位×45/1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 令和6年5月31日まで算定可能
---	---

〇重度障害者等包括支援サービス費

基本部分	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注		
イ 居宅介護、重度訪問介護、同行保護、行動援護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、放課後児童健全育成事業、自立生活援助	(1) 1時間未満 (204単位)	2人の従業者による場合 ※居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行保護のみ対象	夜間もしくは早朝の場合又は深夜の場合	身体拘束禁止未実施減算	虐待防止措置未実施減算	職員加算計画未実施減算	情報公表未報告減算	特別地域加算	有資格者支援加算 ※居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行保護のみ対象	療養介護等支援加算 ※居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行保護のみ対象	延滞等の利用等に対し支援を行った場合	緊急時の対応を行い、地域生活支援拠点等の場合 ※居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行保護のみ対象	緊急時の対応を行い、地域生活支援拠点等の場合 ※自立生活援助のみ対象	地域生活支援拠点等の場合 ※短期入所のみの対象	
ロ 短期入所	1日につき (873単位)	200/100		×98/100	×98/100	×98/100	×95/100	+15/100	1人1日当たり60単位を加算	1人1日当たり100単位を加算		1日につき48単位を加算	1日につき+50単位	1日につき+50単位	利用者全員について、利用を開始した日の1日につき100単位を加算
ハ 共同生活援助(外部サービス利用型を除く)	1日につき (1,019単位)														
初回加算 (1月につき200単位を加算)															
イ 医療連携体制加算 ※短期入所のみの対象	(1) 医療連携体制加算(Ⅰ) (1日につき32単位を加算) (2) 医療連携体制加算(Ⅱ) (1日につき43単位を加算) (3) 医療連携体制加算(Ⅲ) (1日につき15単位を加算) (4) 医療連携体制加算(Ⅳ) (一)利用者1人 (1日につき80単位を加算) (二)利用者2人 (1日につき160単位を加算) (三)利用者が3人以上8人以下 (1日につき480単位を加算) (5) 医療連携体制加算(Ⅴ) (一)利用者1人 (1日につき160単位を加算) (二)利用者2人 (1日につき320単位を加算) (三)利用者が3人以上8人以下 (1日につき960単位を加算) (6) 医療連携体制加算(Ⅵ) (一)利用者1人 (1日につき2,000単位を加算) (二)利用者2人 (1日につき4,000単位を加算) (三)利用者が3人以上8人以下 (1日につき12,000単位を加算) (7) 医療連携体制加算(Ⅶ) (1日につき500単位を加算) (8) 医療連携体制加算(Ⅷ) (1日につき100単位を加算)	注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間未満である場合 注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間以上2時間未満である場合 注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が2時間以上である場合 注 医療的ケアを必要とする利用者に対する看護であって、看護の提供時間が4時間未満である場合 注 医療的ケアを必要とする利用者に対する看護であって、看護の提供時間が4時間以上である場合 注 特別な医療的ケアを必要とする利用者に対する看護であって、看護の提供時間が8時間以上である場合													
ロ 医療連携体制加算 ※共同生活援助のみの対象	(1) 医療連携体制加算(Ⅰ) (1日につき32単位を加算) (2) 医療連携体制加算(Ⅱ) (1日につき43単位を加算) (3) 医療連携体制加算(Ⅲ) (1日につき15単位を加算) (4) 医療連携体制加算(Ⅳ) (一)利用者1人 (1日につき80単位を加算) (二)利用者2人 (1日につき160単位を加算) (三)利用者が3人以上8人以下 (1日につき480単位を加算) (5) 医療連携体制加算(Ⅴ) (一)利用者1人 (1日につき160単位を加算) (二)利用者2人 (1日につき320単位を加算) (三)利用者が3人以上8人以下 (1日につき960単位を加算) (6) 医療連携体制加算(Ⅵ) (1日につき2,000単位を加算) (7) 医療連携体制加算(Ⅶ) (1日につき500単位を加算) (8) 医療連携体制加算(Ⅷ) (1日につき100単位を加算)	注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間未満である場合 注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間以上2時間未満である場合 注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が2時間以上である場合 注 医療的ケアを必要とする利用者に対する看護である場合													
施設加算 ※短期入所のみの対象	(1日につき180単位を加算)	注 同一敷地内の場合 ×70/100単位													
地域生活移行特別支援特別加算 ※共同生活援助のみの対象	(1日につき40単位を加算)														
精神障害者地域移行特別加算 ※共同生活援助のみの対象	(1日につき200単位を加算)														
障害行動障害者地域移行特別加算 ※共同生活援助のみの対象	(1日につき200単位を加算)														
外部連携支援加算(再4割を減算)	(1日につき200単位を加算)														
イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×223/1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 令和6年6月1日から算定可能 注3 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)については、令和7年3月31日まで算定可能													
ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×0/1,000)														
ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×162/1,000)														
ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき +所定単位×138/1,000)														
(1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)	(1月につき +所定単位×178/1,000)														
(2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)	(1月につき +所定単位×189/1,000)														
(3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)	(1月につき +所定単位×0/1,000)														
(4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)	(1月につき +所定単位×0/1,000)														
(5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)	(1月につき +所定単位×154/1,000)														
(6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)	(1月につき +所定単位×0/1,000)														
(7) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)	(1月につき +所定単位×170/1,000)														
(8) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)	(1月につき +所定単位×117/1,000)														
(9) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)	(1月につき +所定単位×0/1,000)														
(10) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)	(1月につき +所定単位×125/1,000)														
(11) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)	(1月につき +所定単位×93/1,000)														
(12) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)	(1月につき +所定単位×0/1,000)														
(13) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)	(1月につき +所定単位×109/1,000)														
(14) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)	(1月につき +所定単位×64/1,000)														
イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×88/1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 令和6年5月31日まで算定可能													
ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×65/1,000)														
ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×38/1,000)														
福祉・介護職員等特定処遇改善加算	(1月につき +所定単位×61/1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 令和6年5月31日まで算定可能													
福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算	(1月につき +所定単位×45/1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 令和6年5月31日まで算定可能													

○療養介護サービス費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注		
イ 療養介護サービス費	(1)療養介護サービス費(Ⅰ)	(一) 定員40人以下 (974単位)	×965/1,000	×70/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	×90/100	×99/100	×97/100	×90/100
		(二) 定員41人以上60人以下 (948単位)									
		(三) 定員61人以上80人以下 (900単位)									
		(四) 定員81人以上 (861単位)									
	(2)療養介護サービス費(Ⅱ)	(一) 定員40人以下 (710単位)	×965/1,000	×70/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	×90/100	×99/100	×97/100	×90/100
(二) 定員41人以上60人以下 (674単位)											
(三) 定員61人以上80人以下 (625単位)											
(四) 定員81人以上 (595単位)											
(3)療養介護サービス費(Ⅲ)	(一) 定員40人以下 (561単位)	×965/1,000	×70/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	×90/100	×99/100	×97/100	×90/100	
(二) 定員41人以上60人以下 (532単位)											
(三) 定員61人以上80人以下 (502単位)											
(四) 定員81人以上 (481単位)											
(4)療養介護サービス費(Ⅳ)	(一) 定員40人以下 (452単位)	×965/1,000	×70/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	×90/100	×99/100	×97/100	×90/100	
(二) 定員41人以上60人以下 (416単位)											
(三) 定員61人以上80人以下 (385単位)											
(四) 定員81人以上 (366単位)											
(5)療養介護サービス費(Ⅴ)	(一) 定員40人以下 (452単位)	×965/1,000	×70/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	×90/100	×99/100	×97/100	×90/100	
(二) 定員41人以上60人以下 (416単位)											
(三) 定員61人以上80人以下 (385単位)											
(四) 定員81人以上 (366単位)											
ロ 経過的療養介護サービス費	(1)経過的療養介護サービス費(Ⅰ)	(一) 定員40人以下 (915単位)	×965/1,000	×70/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	×90/100	×99/100	×97/100	×90/100
(二) 定員41人以上60人以下 (911単位)											
(三) 定員61人以上80人以下 (882単位)											
(四) 定員81人以上 (846単位)											
地域移行加算 (入院中2回、退院後1回を限度として、500単位を加算)											
福祉専門職員配置等加算											
イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) (1日につき10単位を加算)											
ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) (1日につき7単位を加算)											
ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) (1日につき4単位を加算)											
人員配置体制加算											
イ 人員配置体制加算(Ⅰ) (1.7:1)			×965/1,000	×70/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	×90/100	×99/100	×97/100	×90/100
(2) 定員81人以上 (1日につき17単位を加算)											
ロ 人員配置体制加算(Ⅱ) (2.5:1)											
(1) 定員40人以下 (1日につき170単位を加算)											
(2) 定員41人以上60人以下 (1日につき200単位を加算)											
(3) 定員61人以上80人以下 (1日につき224単位を加算)											
(4) 定員81人以上 (1日につき237単位を加算)											
障害福祉サービスの体験利用支援加算 (1日につき300単位を加算)											
集中的支援加算 (月4回を限度) (1回につき1,000単位を加算)											
福祉・介護職員等処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 所定単位×137/1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 令和6年6月1日から算定可能 注3 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)については、令和7年3月31日まで算定可能								
	ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 所定単位×135/1,000)									
	ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき 所定単位×116/1,000)									
	ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき 所定単位×99/1,000)									
	ホ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)	(1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)		(1月につき 所定単位×109/1,000)							
		(2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)		(1月につき 所定単位×120/1,000)							
		(3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)		(1月につき 所定単位×107/1,000)							
		(4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)		(1月につき 所定単位×118/1,000)							
		(5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)		(1月につき 所定単位×92/1,000)							
		(6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)		(1月につき 所定単位×90/1,000)							
		(7) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)		(1月につき 所定単位×99/1,000)							
		(8) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)		(1月につき 所定単位×88/1,000)							
		(9) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)		(1月につき 所定単位×97/1,000)							
		(10) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)		(1月につき 所定単位×71/1,000)							
(11) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)		(1月につき 所定単位×71/1,000)									
(12) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)		(1月につき 所定単位×69/1,000)									
(13) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)		(1月につき 所定単位×78/1,000)									
(14) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)		(1月につき 所定単位×90/1,000)									
福祉・介護職員等処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 所定単位×64/1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 令和6年5月31日まで算定可能								
ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 所定単位×47/1,000)										
ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき 所定単位×26/1,000)										
福祉・介護職員等特定処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 所定単位×21/1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 令和6年5月31日まで算定可能								
ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 所定単位×19/1,000)										
福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算	(1月につき 所定単位×28/1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 令和6年5月31日まで算定可能									

基本部分	利用者の数が利用定員を超える場合	看護職員、理学療法士若しくは作業療法士又は生活支援員の員数が基準を満たさない場合	サービス管理責任者の員数が基準を満たさない場合	生活介護計画等が作成されない場合	所定時間減算	短時間利用減算	定員81人以上の事業所の場合	定員81人以上の事業所の場合	専任配置が難しい場合	専任配置が難しい場合	専任配置が難しい場合	専任配置が難しい場合	専任配置が難しい場合	専任配置が難しい場合	サービス管理責任者配置等
(9)定員71人以上80人以下	(一) 区分6 (413単位) (二) 区分5 (300単位) (三) 区分4 (214単位) (四) 区分3 (191単位) (五) 区分2以下 (172単位)														
3時間未満	(一) 区分6 (413単位) (二) 区分5 (300単位) (三) 区分4 (214単位) (四) 区分3 (191単位) (五) 区分2以下 (172単位)														
3時間以上4時間未満	(一) 区分6 (413単位) (二) 区分5 (300単位) (三) 区分4 (214単位) (四) 区分3 (191単位) (五) 区分2以下 (172単位)														
4時間以上5時間未満	(一) 区分6 (413単位) (二) 区分5 (300単位) (三) 区分4 (214単位) (四) 区分3 (191単位) (五) 区分2以下 (172単位)														
5時間以上6時間未満	(一) 区分6 (413単位) (二) 区分5 (300単位) (三) 区分4 (214単位) (四) 区分3 (191単位) (五) 区分2以下 (172単位)														
6時間以上7時間未満	(一) 区分6 (413単位) (二) 区分5 (300単位) (三) 区分4 (214単位) (四) 区分3 (191単位) (五) 区分2以下 (172単位)														
7時間以上8時間未満	(一) 区分6 (413単位) (二) 区分5 (300単位) (三) 区分4 (214単位) (四) 区分3 (191単位) (五) 区分2以下 (172単位)														
8時間以上9時間未満	(一) 区分6 (413単位) (二) 区分5 (300単位) (三) 区分4 (214単位) (四) 区分3 (191単位) (五) 区分2以下 (172単位)														
(10)定員81人以上	(一) 区分6 (413単位) (二) 区分5 (300単位) (三) 区分4 (214単位) (四) 区分3 (191単位) (五) 区分2以下 (172単位)														
3時間未満	(一) 区分6 (413単位) (二) 区分5 (300単位) (三) 区分4 (214単位) (四) 区分3 (191単位) (五) 区分2以下 (172単位)														
3時間以上4時間未満	(一) 区分6 (413単位) (二) 区分5 (300単位) (三) 区分4 (214単位) (四) 区分3 (191単位) (五) 区分2以下 (172単位)														
4時間以上5時間未満	(一) 区分6 (413単位) (二) 区分5 (300単位) (三) 区分4 (214単位) (四) 区分3 (191単位) (五) 区分2以下 (172単位)														
5時間以上6時間未満	(一) 区分6 (413単位) (二) 区分5 (300単位) (三) 区分4 (214単位) (四) 区分3 (191単位) (五) 区分2以下 (172単位)														
6時間以上7時間未満	(一) 区分6 (413単位) (二) 区分5 (300単位) (三) 区分4 (214単位) (四) 区分3 (191単位) (五) 区分2以下 (172単位)														
7時間以上8時間未満	(一) 区分6 (413単位) (二) 区分5 (300単位) (三) 区分4 (214単位) (四) 区分3 (191単位) (五) 区分2以下 (172単位)														
8時間以上9時間未満	(一) 区分6 (413単位) (二) 区分5 (300単位) (三) 区分4 (214単位) (四) 区分3 (191単位) (五) 区分2以下 (172単位)														
□ 共生型生活介護サービス費	(1) 共生型生活介護サービス費(Ⅰ) (697単位) (2) 共生型生活介護サービス費(Ⅱ) (859単位)														
△ 基準該当生活介護サービス費	(1) 基準該当生活介護サービス費(Ⅰ) (697単位) (2) 基準該当生活介護サービス費(Ⅱ) (859単位)														

人員配置体制加算	イ 人員配置体制加算(Ⅰ) (1.5-1) イ 人員配置体制加算(Ⅱ) (1.7-1) ロ 人員配置体制加算(Ⅲ) (2-1) ハ 人員配置体制加算(Ⅳ) (2.5-1)	(一)定員20人以下 (1日につき91単位を加算) (二)定員21人以上80人以下 (1日につき283単位を加算) (三)定員81人以上 (1日につき345単位を加算) (一)定員20人以下 (1日につき283単位を加算) (二)定員21人以上80人以下 (1日につき317単位を加算) (三)定員81人以上 (1日につき379単位を加算) (一)定員20人以下 (1日につき181単位を加算) (二)定員21人以上80人以下 (1日につき198単位を加算) (三)定員81人以上 (1日につき128単位を加算) (一)定員20人以下 (1日につき81単位を加算) (二)定員21人以上80人以下 (1日につき388単位を加算) (三)定員81人以上 (1日につき338単位を加算)	×95/1,000
福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) (1日につき15単位を加算) ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) (1日につき10単位を加算) ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) (1日につき6単位を加算)		
常勤看護職員等配置加算	(一)定員20人以下 (1日につき32単位を加算) (二)定員21人以上10人以下 (1日につき20単位を加算) (三)定員11人以上20人以下 (1日につき28単位を加算) (四)定員21人以上30人以下 (1日につき24単位を加算) (五)定員31人以上40人以下 (1日につき19単位を加算) (六)定員41人以上50人以下 (1日につき15単位を加算) (七)定員51人以上60人以下 (1日につき11単位を加算) (八)定員61人以上70人以下 (1日につき10単位を加算) (九)定員71人以上80人以下 (1日につき8単位を加算) (十)定員81人以上 (1日につき6単位を加算)	看護職員の配置人数を乗じた単位数を加算	
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅰ) (1日につき51単位を加算) 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅱ) (1日につき41単位を加算)		
高次脳機能障害者支援体制加算	(1日につき41単位を加算)		
初期加算	(1日につき30単位を加算)		
訪問支援特別加算	(月2回を限度) (1)1時間未満 (1日につき187単位を加算) (2)1時間以上 (1日につき280単位を加算)		
大衆特対応加算(月4回を限度)	(1日につき94単位を加算)		
重度障害者支援加算	イ 重度障害者支援加算(Ⅰ) (1日につき50単位を加算) ロ 重度障害者支援加算(Ⅱ) (1日につき380単位を加算) ハ 重度障害者支援加算(Ⅲ) (1日につき180単位を加算)	注1 加算の算定を開始した日から起算して180日以内、+500単位(中核的人材を配置し行動発達項目18点以上の者の場合) +200単位 注2 中核的人材を配置し行動発達項目18点以上の者を支援した場合 +150単位 注3 加算の算定を開始した日から起算して180日以内、+400単位(中核的人材を配置し行動発達項目18点以上の者の場合) +200単位 注4 中核的人材を配置し行動発達項目18点以上の者を支援した場合 +150単位	
リハビリテーション加算	イ リハビリテーション加算(Ⅰ) (1日につき48単位を加算) ロ リハビリテーション加算(Ⅱ) (1日につき20単位を加算)		
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)	(1日につき150単位を加算)		
食事提供体制加算	(1日につき30単位を加算)		
緊急時入加算	(1日につき100単位を加算)		
延長支援加算	(1)8時間～10時間未満 (1日につき100単位を加算) (2)10時間以上～11時間未満 (1日につき200単位を加算) (3)11時間以上～12時間未満 (1日につき300単位を加算) (4)12時間以上～13時間未満 (1日につき400単位を加算)		
送迎加算	イ 送迎加算(Ⅰ) (内選につき21単位を加算) ロ 送迎加算(Ⅱ) (内選につき10単位を加算)	注1 一定の条件を満たす場合 +25単位 注2 同一敷地内の場合 ×70/100	

○短期入所サービス費

基本部分		
イ 福祉型短期入所サービス費	(1)福祉型短期入所サービス費(Ⅰ)	(一) 区分6 (923単位) (二) 区分5 (784単位) (三) 区分4 (648単位) (四) 区分3 (583単位) (五) 区分1・2 (509単位)
	(2)福祉型短期入所サービス費(Ⅱ)	(一) 区分6 (602単位) (二) 区分5 (527単位) (三) 区分4 (318単位) (四) 区分3 (240単位) (五) 区分1・2 (173単位)
	(3)福祉型短期入所サービス費(Ⅲ)	(一) 区分3 (784単位) (二) 区分2 (615単位) (三) 区分1 (509単位)
	(4)福祉型短期入所サービス費(Ⅳ)	(一) 区分3 (527単位) (二) 区分2 (279単位) (三) 区分1 (173単位)
	(5)福祉型強化短期入所サービス費(Ⅰ)	(一) 区分6 (1,164単位) (二) 区分5 (1,026単位) (三) 区分4 (889単位) (四) 区分3 (824単位) (五) 区分1・2 (751単位)
	(6)福祉型強化短期入所サービス費(Ⅱ)	(一) 区分6 (844単位) (二) 区分5 (770単位) (三) 区分4 (559単位) (四) 区分3 (483単位) (五) 区分1・2 (413単位)
	(7)福祉型強化短期入所サービス費(Ⅲ)	(一) 区分3 (1,026単位) (二) 区分2 (858単位) (三) 区分1 (752単位)
	(8)福祉型強化短期入所サービス費(Ⅳ)	(一) 区分3 (770単位) (二) 区分2 (521単位) (三) 区分1 (412単位)
	(9)福祉型強化特定短期入所サービス費(Ⅰ)	(一) 区分6 (1,107単位) (二) 区分5 (977単位) (三) 区分4 (848単位) (四) 区分3 (754単位) (五) 区分1・2 (715単位)
	(10)福祉型強化特定短期入所サービス費(Ⅱ)	(一) 区分3 (977単位) (二) 区分2 (816単位) (三) 区分1 (714単位)
ロ 医療型短期入所サービス費	(1)医療型短期入所サービス費(Ⅰ)	(3,117単位)
	(2)医療型短期入所サービス費(Ⅱ)	(2,884単位)
	(3)医療型短期入所サービス費(Ⅲ)	(1,826単位)
ハ 医療型特定短期入所サービス費	(1)医療型特定短期入所サービス費(Ⅰ)	(2,939単位)
	(2)医療型特定短期入所サービス費(Ⅱ)	(2,735単位)
	(3)医療型特定短期入所サービス費(Ⅲ)	(1,723単位)
	(4)医療型特定短期入所サービス費(Ⅳ)	(2,150単位)
	(5)医療型特定短期入所サービス費(Ⅴ)	(2,020単位)
	(6)医療型特定短期入所サービス費(Ⅵ)	(1,328単位)
ニ 共生型短期入所サービス費	(1)共生型短期入所(福祉型)サービス費(Ⅰ)	(784単位)
	(2)共生型短期入所(福祉型)サービス費(Ⅱ)	(240単位)
	(3)共生型短期入所(福祉型強化)サービス費(Ⅰ)	(1,013単位)
	(4)共生型短期入所(福祉型強化)サービス費(Ⅱ)	(471単位)
ホ 基準該当短期入所サービス費	(1)基準該当短期入所サービス費(Ⅰ)	(784単位)
	(2)基準該当短期入所サービス費(Ⅱ)	(240単位)

注	注	注	注	注	注	注	注
利用者の数が利用定員を超える場合	従業者の員数が基準に満たない場合	大規模減算	身体拘束禁止未実施減算	虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	情報公表未報告減算	福祉専門職員配置等加算
×70/100	減算が適用される月から2月目まで×70/100 3月以上連続して減算の場合×50/100	単独型で20床以上の場合×90/100	×99/100	×99/100	×99/100	×95/100	
							利用者全員について、利用を開始した日の1日につき100単位を加算 一定の条件を満たす場合+200単位
							(Ⅰ)常勤の生活支援員のうち、社会福祉士等の資格保有者が33%以上雇用されている場合1日につき15単位を加算 (Ⅱ)常勤の生活支援員のうち、社会福祉士等の資格保有者が25%以上雇用されている場合1日につき10単位を加算

短期利用加算	(1日につき30単位を加算)
常勤看護職員等配置加算	(一) 定員6人以下 (1日につき10単位を加算) (二) 定員7人以上12人以下 (1日につき8単位を加算) (三) 定員13人以上17人以下 (1日につき6単位を加算) (四) 定員18人以上 (1日につき4単位を加算)
医療的ケア対応支援加算	(1日につき120単位を加算)
重度障害児・障害者対応支援加算	(1日につき30単位を加算)
重度障害者支援加算	イ 重度障害者支援加算(Ⅰ) (1日につき50単位を加算) ロ 重度障害者支援加算(Ⅱ) (1日につき30単位を加算)
単独型加算	(1日につき320単位を加算)
医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算(Ⅰ) (1日につき32単位を加算) ロ 医療連携体制加算(Ⅱ) (1日につき63単位を加算) ハ 医療連携体制加算(Ⅲ) (1日につき125単位を加算) ニ 医療連携体制加算(Ⅳ) (1)利用者が1人 (1日につき960単位を加算) (2)利用者が2人 (1日につき600単位を加算) (3)利用者が3人以上8人以下 (1日につき480単位を加算) ホ 医療連携体制加算(Ⅴ) (1)利用者が1人 (1日につき1,600単位を加算) (2)利用者が2人 (1日につき960単位を加算) (3)利用者が3人以上8人以下 (1日につき800単位を加算) ヘ 医療連携体制加算(Ⅵ) (1)利用者が1人 (1日につき2,000単位を加算) (2)利用者が2人 (1日につき1,500単位を加算) (3)利用者が3人 (1日につき1,000単位を加算) ト 医療連携体制加算(Ⅶ) (1日につき500単位を加算) チ 医療連携体制加算(Ⅷ) (1日につき100単位を加算) リ 医療連携体制加算(Ⅷ) (1日につき39単位を加算)
栄養士配置加算	イ 栄養士配置加算(Ⅰ) (1日につき22単位を加算) ロ 栄養士配置加算(Ⅱ) (1日につき12単位を加算)
利用者負担上限管理加算(月1回を限度)	(1回につき150単位を加算)
食事提供体制加算	(1日につき48単位を加算)
緊急短期入所受入加算	イ 緊急短期入所受入加算(Ⅰ) (1日につき270単位を加算) ロ 緊急短期入所受入加算(Ⅱ) (1日につき500単位を加算)
定員超過特例加算	(1日につき50単位を加算)
特別重度支援加算	イ 特別重度支援加算(Ⅰ) (1日につき610単位を加算) ロ 特別重度支援加算(Ⅱ) (1日につき297単位を加算) ハ 特別重度支援加算(Ⅲ) (1日につき120単位を加算)
送迎加算	(片道につき186単位を加算)
日中活動支援加算	(1日につき200単位を加算)
医療型短期入所受入前支援加算	イ 医療型短期入所受入前支援加算(Ⅰ) (1日につき1,000単位を加算) ロ 医療型短期入所受入前支援加算(Ⅱ) (1日につき500単位を加算)

注1 一定の条件を満たす場合 +100単位 注2 中核的人材を配置し行動関連項目18点以上の者を支援した場合 +50単位
注1 一定の条件を満たす場合 +70単位 注2 中核的人材を配置し行動関連項目19点以上の者を支援した場合 +50単位
注 一定の条件を満たす場合 +100単位
注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間未満である場合
注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間以上2時間未満である場合
注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が2時間以上である場合
注 医療的ケアを必要とする利用者に対する看護であって、看護の提供時間が4時間未満である場合
注 医療的ケアを必要とする利用者に対する看護であって、看護の提供時間が4時間以上である場合
注 特別な医療的ケアを必要とする利用者に対する看護であって、看護の提供時間が8時間以上である場合
注 同一敷地内の場合 ×70/100

集中的支援加算	イ 集中的支援加算(Ⅰ)	(月4回を限度として、1,000単位を加算)
	ロ 集中的支援加算(Ⅱ)	(1日につき500単位を加算)

福祉・介護職員等処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×159/1,000)	
	ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×0/1,000)	
	ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×138/1,000)	
	ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき +所定単位×115/1,000)	
	ホ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)	(1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(1)	(1月につき +所定単位×131/1,000)
		(2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(2)	(1月につき +所定単位×136/1,000)
		(3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(3)	(1月につき +所定単位×0/1,000)
		(4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(4)	(1月につき +所定単位×0/1,000)
		(5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5)	(1月につき +所定単位×108/1,000)
		(6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(6)	(1月につき +所定単位×0/1,000)
		(7) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7)	(1月につき +所定単位×108/1,000)
		(8) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8)	(1月につき +所定単位×110/1,000)
		(9) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(9)	(1月につき +所定単位×0/1,000)
		(10) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10)	(1月につき +所定単位×80/1,000)
		(11) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11)	(1月につき +所定単位×87/1,000)
(12) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(12)		(1月につき +所定単位×0/1,000)	
(13) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13)		(1月につき +所定単位×87/1,000)	
(14) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(14)		(1月につき +所定単位×59/1,000)	

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計
注2 令和6年6月1日から算定可能
注3 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)については、令和7年3月31日まで算定可能

福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×86/1,000)
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×63/1,000)
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×35/1,000)

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を除く)を算定した単位数の合計
注2 令和6年5月31日まで算定可能

福祉・介護職員等特定処遇改善加算	(1月につき +所定単位×21/1,000)
------------------	------------------------

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を除く)を算定した単位数の合計
注2 令和6年5月31日まで算定可能

福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算	(1月につき +所定単位×28/1,000)
---------------------	------------------------

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を除く)を算定した単位数の合計
注2 令和6年5月31日まで算定可能

○施設入所支援サービス費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注												
		地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	生活支援員の員数が基準に満たない場合	施設障害福祉サービス計画が作成されていない場合	配置されている栄養士が非常勤の場合	栄養士が配置されていない場合	身体拘束禁止未実施減算	虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未決定減算	情報公表未報告減算	地域移行等意向施設体制未整備減算											
イ 定員40人以下	(1) 区分6 (463単位) (2) 区分5 (392単位) (3) 区分4 (316単位) (4) 区分3 (239単位) (5) 区分2以下(未判定の者を含む) (174単位)	×965/1,000	×70/100	×95/100	施設障害福祉サービス計画が作成されていない場合	配置されている栄養士が非常勤の場合	栄養士が配置されていない場合	身体拘束禁止未実施減算	虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未決定減算	情報公表未報告減算	地域移行等意向施設体制未整備減算											
ロ 定員41人以上50人以下	(1) 区分6 (362単位) (2) 区分5 (303単位) (3) 区分4 (240単位) (4) 区分3 (159単位) (5) 区分2以下(未判定の者を含む) (150単位)																						
ハ 定員51人以上60人以下	(1) 区分6 (355単位) (2) 区分5 (297単位) (3) 区分4 (235単位) (4) 区分3 (150単位) (5) 区分2以下(未判定の者を含む) (147単位)																						
ニ 定員61人以上70人以下	(1) 区分6 (301単位) (2) 区分5 (252単位) (3) 区分4 (202単位) (4) 区分3 (166単位) (5) 区分2以下(未判定の者を含む) (137単位)																						
ホ 定員71人以上80人以下	(1) 区分6 (293単位) (2) 区分5 (247単位) (3) 区分4 (198単位) (4) 区分3 (163単位) (5) 区分2以下(未判定の者を含む) (129単位)																						
ヘ 定員81人以上	(1) 区分6 (273単位) (2) 区分5 (225単位) (3) 区分4 (181単位) (4) 区分3 (150単位) (5) 区分2以下(未判定の者を含む) (123単位)																						
夜勤職員配置体制加算	(1) 定員21人以上40人以下 (1日につき60単位を加算) (2) 定員41人以上60人以下 (1日につき48単位を加算) (3) 定員61人以上 (1日につき39単位を加算)												×965/1,000			減算が適用される月から2月目まで ×70/100 3月以上連続して減算の場合 ×50/100							
重度障害者支援加算	イ 重度障害者支援加算(Ⅰ) (1日につき28単位を加算) ロ 重度障害者支援加算(Ⅱ) (1日につき360単位を加算) ハ 重度障害者支援加算(Ⅲ) (1日につき180単位を加算)																						
夜間看護体制加算	(1日につき60単位を加算)																						
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅰ) (1日につき51単位を加算) 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅱ) (1日につき41単位を加算)																						
高次脳機能障害者支援体制加算	(1日につき41単位を加算)																						
入所時特別加算	(入所日から30日を限度として、1日につき30単位を加算)																						
入院・外泊時加算	イ 入院・外泊時加算(Ⅰ) (1) 定員60人以下 (1日につき320単位を加算) (2) 定員61人以上80人以下 (1日につき272単位を加算) (3) 定員81人以上 (1日につき247単位を加算) ロ 入院・外泊時加算(Ⅱ) (1) 定員60人以下 (1日につき194単位を加算) (2) 定員61人以上80人以下 (1日につき162単位を加算) (3) 定員81人以上 (1日につき147単位を加算)	×965/1,000										8日を限度として、所定単位数に代えて1日につき、左記のとりの単位を算定 8日を超えた日から82日を限度として、所定単位数に代えて1日につき、左記のとりの単位を算定											
入院時特別加算	(1) 90日を超える入院期間が4日未満 (1日につき561単位を加算) (月1回を限度) (2) 90日を超える入院期間が4日以上 (1回につき1,122単位を加算)																						
地域移行加算	(入所中2回、退所後1回を限度として、500単位を加算)																						
地域移行促進加算	イ 地域移行促進加算(Ⅰ) (1日につき120単位を加算) ロ 地域移行促進加算(Ⅱ) (月3回を限度として、60単位を加算)																						
地域生活移行個別支援特別加算	イ 地域生活移行個別支援特別加算(Ⅰ) (1日につき12単位を加算) ロ 地域生活移行個別支援特別加算(Ⅱ) (1日につき306単位を加算)																						
栄養マネジメント加算	(1日につき12単位を加算)																						
経口移行加算	(1日につき28単位を加算)																						
経口維持加算	イ 経口維持加算(Ⅰ) (1月につき400単位を加算) ロ 経口維持加算(Ⅱ) (1月につき100単位を加算)																						
口腔衛生管理体制加算	(1月につき30単位を加算)																						
口腔衛生管理加算	(1月につき90単位を加算)																						
栄養食加算	(1日につき23単位を加算)																						
地域移行支援体制加算	イ 定員40人以下 (1) 区分6 (1日につき18単位を加算) (2) 区分5 (1日につき13単位を加算) (3) 区分4 (1日につき11単位を加算) (4) 区分3 (1日につき9単位を加算) (5) 区分2以下(未判定の者を含む) (1日につき8単位を加算) ロ 定員41人以上50人以下 (1) 区分6 (1日につき9単位を加算) (2) 区分5 (1日につき7単位を加算) (3) 区分4 (1日につき6単位を加算) (4) 区分3 (1日につき5単位を加算) (5) 区分2以下(未判定の者を含む) (1日につき4単位を加算) ハ 定員51人以上60人以下 (1) 区分6 (1日につき8単位を加算) (2) 区分5 (1日につき6単位を加算) (3) 区分4 (1日につき5単位を加算) (4) 区分3 (1日につき4単位を加算) (5) 区分2以下(未判定の者を含む) (1日につき3単位を加算) ニ 定員61人以上70人以下 (1) 区分6 (1日につき8単位を加算) (2) 区分5 (1日につき6単位を加算) (3) 区分4 (1日につき5単位を加算) (4) 区分3 (1日につき4単位を加算) (5) 区分2以下(未判定の者を含む) (1日につき3単位を加算) ホ 定員71人以上80人以下 (1) 区分6 (1日につき8単位を加算) (2) 区分5 (1日につき6単位を加算) (3) 区分4 (1日につき5単位を加算) (4) 区分3 (1日につき4単位を加算) (5) 区分2以下(未判定の者を含む) (1日につき3単位を加算) ヘ 定員81人以上 (1) 区分6 (1日につき8単位を加算) (2) 区分5 (1日につき6単位を加算) (3) 区分4 (1日につき5単位を加算) (4) 区分3 (1日につき4単位を加算) (5) 区分2以下(未判定の者を含む) (1日につき3単位を加算)																						
通院支援加算	(1日につき17単位を加算)																						
集中的支援加算	イ 集中的支援加算(Ⅰ) (月4回を限度として、1,000単位を加算) ロ 集中的支援加算(Ⅱ) (1日につき500単位を加算)																						
障害者支援施設等感染対策向上加算	イ 障害者支援施設等感染対策向上加算(Ⅰ) (1月につき18単位を加算) ロ 障害者支援施設等感染対策向上加算(Ⅱ) (1月につき5単位を加算)																						
新興感染症等施設感染対策加算	(月5回を限度として、240単位を加算)																						

福祉・介護職員等処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 十所定単位×158/1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 令和6年6月1日から算定可能 注3 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)については、令和7年3月31日まで算定可能	
	ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 十所定単位×0/1,000)		
	ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき 十所定単位×138/1,000)		
	ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき 十所定単位×115/1,000)		
	ホ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)	(1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(1)		(1月につき 十所定単位×131/1,000)
		(2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(2)		(1月につき 十所定単位×136/1,000)
		(3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(3)		(1月につき 十所定単位×0/1,000)
		(4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(4)		(1月につき 十所定単位×0/1,000)
		(5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5)		(1月につき 十所定単位×108/1,000)
		(6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(6)		(1月につき 十所定単位×0/1,000)
		(7) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7)		(1月につき 十所定単位×108/1,000)
		(8) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8)		(1月につき 十所定単位×110/1,000)
		(9) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(9)		(1月につき 十所定単位×0/1,000)
		(10) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10)		(1月につき 十所定単位×80/1,000)
		(11) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11)		(1月につき 十所定単位×87/1,000)
(12) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(12)		(1月につき 十所定単位×0/1,000)		
(13) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13)		(1月につき 十所定単位×87/1,000)		
(14) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(14)		(1月につき 十所定単位×59/1,000)		

福祉・介護職員等処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 十所定単位×86/1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 令和6年5月31日まで算定可能
	ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 十所定単位×63/1,000)	
	ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき 十所定単位×35/1,000)	

福祉・介護職員等特定処遇改善加算	(1月につき 十所定単位×21/1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 令和6年5月31日まで算定可能
------------------	------------------------	---

福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算	(1月につき 十所定単位×28/1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 令和6年5月31日まで算定可能
---------------------	------------------------	---

○共同生活援助サービス費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	
		大規模住居等減算	世話人又は生活支援員の員数が基準に満たない場合	サービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	共同生活援助計画が作成されていない場合	個人単位ヘルパー長時間利用減算	身体拘束禁止未実施減算	虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	情報公表未報告減算	委託先である指定居宅介護事業者により委託居宅介護サービスが行われる場合
イ 共同生活援助サービス費(Ⅰ)	(6:1)	(1) 区分6 (600単位) (2) 区分5 (450単位) (3) 区分4 (372単位) (4) 区分3 (297単位) (5) 区分2 (189単位) (6) 区分1以下 (171単位)	入居定員が8人以上×95/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	減算が適用される月から4月目まで ×70/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	×90/100	×98/100	×97/100	×90/100	
ロ 共同生活援助サービス費(Ⅱ)	(体験利用)	(1) 区分6 (717単位) (2) 区分5 (569単位) (3) 区分4 (481単位) (4) 区分3 (410単位) (5) 区分2 (290単位) (6) 区分1以下 (273単位)									
ハ 個人単位で居宅介護等を利用する場合(特例)	世話人配置6:1の場合	(一) 区分6 (369単位) (二) 区分5 (306単位) (三) 区分4 (270単位)	入居定員が21人以上×95/100	3月以上連続して減算の場合 ×50/100	5月以上連続して減算の場合 ×50/100	3月以上連続して減算の場合 ×50/100	同日に8時間以上個人単位ヘルパーでの居宅介護を利用した場合 ×95/100				
イ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅰ)	(5:1)	(1) 区分6 (997単位) (2) 区分5 (860単位) (3) 区分4 (771単位) (4) 区分3 (524単位)	入居定員が21人以上×93/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	減算が適用される月から4月目まで ×70/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	×90/100	×99/100	×97/100	×90/100	
ロ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅱ)	(体験利用)	(1) 区分6 (1,169単位) (2) 区分5 (1,023単位) (3) 区分4 (938単位) (4) 区分3 (672単位)									
ハ 日中を当該共同生活住居以外で過ごす場合	世話人配置5:1の場合	(一) 区分6 (765単位) (二) 区分5 (627単位) (三) 区分4 (539単位) (四) 区分3 (407単位) (五) 区分2 (270単位) (六) 区分1以下 (253単位)	入居定員が21人以上×93/100	3月以上連続して減算の場合 ×50/100	5月以上連続して減算の場合 ×50/100	3月以上連続して減算の場合 ×50/100	同日に8時間以上個人単位ヘルパーでの居宅介護を利用した場合 ×95/100				
ハ 日中を当該共同生活住居以外で過ごす場合	体験利用の場合	(一) 区分6 (929単位) (二) 区分5 (787単位) (三) 区分4 (695単位) (四) 区分3 (546単位) (五) 区分2 (408単位) (六) 区分1以下 (389単位)	入居定員が21人以上×95/100	3月以上連続して減算の場合 ×50/100	5月以上連続して減算の場合 ×50/100	3月以上連続して減算の場合 ×50/100	同日に8時間以上個人単位ヘルパーでの居宅介護を利用した場合 ×95/100				
ニ 個人単位で居宅介護等を利用する場合(特例)	日中を当該共同生活住居で過ごす者	(一) 区分6 (565単位) (二) 区分5 (505単位) (三) 区分4 (467単位)	入居定員が21人以上×93/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	減算が適用される月から4月目まで ×70/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	同日に8時間以上個人単位ヘルパーでの居宅介護を利用した場合 ×95/100				
ハ 個人単位で居宅介護等を利用する場合(特例)	日中を当該共同生活住居以外で過ごす者	(一) 区分6 (454単位) (二) 区分5 (394単位) (三) 区分4 (356単位)	入居定員が21人以上×95/100	3月以上連続して減算の場合 ×50/100	5月以上連続して減算の場合 ×50/100	3月以上連続して減算の場合 ×50/100	同日に8時間以上個人単位ヘルパーでの居宅介護を利用した場合 ×95/100				
イ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅰ)	(6:1)	(171単位)	入居定員が8人以上×90/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	減算が適用される月から4月目まで ×70/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	×90/100	×99/100	×97/100	×90/100	
ロ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅱ)	(10:1)	(115単位)	入居定員が21人以上×87/100	3月以上連続して減算の場合 ×50/100	5月以上連続して減算の場合 ×50/100	3月以上連続して減算の場合 ×50/100	×90/100	×99/100	×97/100	×90/100	一 委託居宅介護サービス費 イ 所要時間15分未満の場合 96単位 ロ 所要時間15分以上30分未満の場合 154単位 ハ 所要時間30分以上1時間30分未満の場合 293単位に所要時間30分から計算し、所要時間15分を増すごとに37単位を加算した単位数 ニ 所要時間1時間30分以上の場合 544単位に所要時間1時間30分から計算し、所要時間15分を増すごとに37単位を加算した単位数
ハ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅲ)	(体験利用)	(273単位)									
退居後共同生活援助サービス費 (退居後) 退居後、3月を限度として、1月につき2000単位											
退居後外部サービス利用型共同生活援助サービス費 (退居後) 退居後、3月を限度として、1月につき2000単位											
人員配置体制加算											
イ 人員配置体制加算(Ⅰ)	12:1	区分4以上 (1日につき62単位を加算) 区分3以下 (1日につき77単位を加算)									
ロ 人員配置体制加算(Ⅱ)	30:1	区分4以上 (1日につき33単位を加算) 区分3以下 (1日につき31単位を加算)									
ハ 人員配置体制加算(Ⅲ)	12:1、個人単位特例	区分4以上 (1日につき84単位を加算)									
ニ 人員配置体制加算(Ⅳ)	30:1、個人単位特例	区分3以上 (1日につき33単位を加算)									
ホ 人員配置体制加算(Ⅴ)	7.5:1	区分4以上 (1日につき138単位を加算) 区分3 (1日につき121単位を加算)									
ヘ 人員配置体制加算(Ⅵ)	20:1	区分4以上 (1日につき53単位を加算) 区分3 (1日につき45単位を加算)									
ト 人員配置体制加算(Ⅶ)	7.5:1、日中住居以外	区分4以上 (1日につき131単位を加算) 区分3以下 (1日につき112単位を加算)									
チ 人員配置体制加算(Ⅷ)	20:1、日中住居以外	区分4以上 (1日につき50単位を加算) 区分3以下 (1日につき42単位を加算)									
リ 人員配置体制加算(Ⅸ)	7.5:1、個人単位特例	区分3以上 (1日につき134単位を加算)									
ヌ 人員配置体制加算(Ⅹ)	20:1、個人単位特例	区分3以上 (1日につき50単位を加算)									
ル 人員配置体制加算(Ⅺ)	7.5:1、個人単位特例、日中住居以外	区分3以上 (1日につき129単位を加算)									
ヲ 人員配置体制加算(Ⅻ)	20:1、個人単位特例、日中住居以外	区分3以上 (1日につき49単位を加算)									
ワ 人員配置体制加算(Ⅼ)	12:1	区分3以上 (1日につき75単位を加算)									
ヲ 人員配置体制加算(Ⅽ)	30:1	区分3以上 (1日につき28単位を加算)									
福祉専門職員配置等加算											
イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)		(1日につき10単位を加算)									
ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)		(1日につき7単位を加算)									
ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)		(1日につき4単位を加算)									
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算											
イ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅰ)		(1日につき51単位を加算)									
ロ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅱ)		(1日につき41単位を加算)									
看護職員配置加算 (1日につき70単位を加算)											
高次脳機能障害者支援体制加算 (1日につき41単位を加算)											
ピアサポート実施加算 (1月につき100単位を加算)											

		(21) 夜間支援対象利用者24人 (1日につき18単位を加算)	
		(22) 夜間支援対象利用者25人 (1日につき18単位を加算)	
		(23) 夜間支援対象利用者26人 (1日につき17単位を加算)	
		(24) 夜間支援対象利用者27人 (1日につき16単位を加算)	
		(25) 夜間支援対象利用者28人 (1日につき16単位を加算)	
		(26) 夜間支援対象利用者29人 (1日につき15単位を加算)	
		(27) 夜間支援対象利用者30人 (1日につき15単位を加算)	
	ハ 夜間支援等体制加算(Ⅳ)	(1) 夜間支援対象利用者15人以下 (1日につき10単位を加算)	
	二 夜間支援等体制加算(Ⅴ)	(1) 夜間支援対象利用者15人以下 (1日につき60単位を加算)	
		(2) 夜間支援対象利用者16人 (1日につき56単位を加算)	
		(3) 夜間支援対象利用者17人 (1日につき53単位を加算)	
		(4) 夜間支援対象利用者18人 (1日につき50単位を加算)	
		(5) 夜間支援対象利用者19人 (1日につき47単位を加算)	
		(6) 夜間支援対象利用者20人 (1日につき45単位を加算)	
		(7) 夜間支援対象利用者21人 (1日につき43単位を加算)	
		(8) 夜間支援対象利用者22人 (1日につき41単位を加算)	
		(9) 夜間支援対象利用者23人 (1日につき39単位を加算)	
		(10) 夜間支援対象利用者24人 (1日につき37単位を加算)	
		(11) 夜間支援対象利用者25人 (1日につき36単位を加算)	
		(12) 夜間支援対象利用者26人 (1日につき34単位を加算)	
		(13) 夜間支援対象利用者27人 (1日につき33単位を加算)	
		(14) 夜間支援対象利用者28人 (1日につき32単位を加算)	
		(15) 夜間支援対象利用者29人 (1日につき31単位を加算)	
		(16) 夜間支援対象利用者30人 (1日につき30単位を加算)	
	ホ 夜間支援等体制加算(Ⅵ)	(1) 夜間支援対象利用者15人以下 (1日につき30単位を加算)	
		(2) 夜間支援対象利用者16人 (1日につき28単位を加算)	
		(3) 夜間支援対象利用者17人 (1日につき26単位を加算)	
		(4) 夜間支援対象利用者18人 (1日につき25単位を加算)	
		(5) 夜間支援対象利用者19人 (1日につき23単位を加算)	
		(6) 夜間支援対象利用者20人 (1日につき22単位を加算)	
		(7) 夜間支援対象利用者21人 (1日につき21単位を加算)	
		(8) 夜間支援対象利用者22人 (1日につき20単位を加算)	
		(9) 夜間支援対象利用者23人 (1日につき19単位を加算)	
		(10) 夜間支援対象利用者24人 (1日につき18単位を加算)	
		(11) 夜間支援対象利用者25人 (1日につき18単位を加算)	
		(12) 夜間支援対象利用者26人 (1日につき17単位を加算)	
		(13) 夜間支援対象利用者27人 (1日につき16単位を加算)	
		(14) 夜間支援対象利用者28人 (1日につき16単位を加算)	
		(15) 夜間支援対象利用者29人 (1日につき15単位を加算)	
		(16) 夜間支援対象利用者30人 (1日につき15単位を加算)	
	ヘ 夜間支援等体制加算(Ⅶ)	(1) 夜間支援対象利用者15人以下 (1日につき30単位を加算)	
		(2) 夜間支援対象利用者16人 (1日につき28単位を加算)	
		(3) 夜間支援対象利用者17人 (1日につき26単位を加算)	
		(4) 夜間支援対象利用者18人 (1日につき25単位を加算)	
		(5) 夜間支援対象利用者19人 (1日につき23単位を加算)	
		(6) 夜間支援対象利用者20人 (1日につき22単位を加算)	
		(7) 夜間支援対象利用者21人 (1日につき21単位を加算)	
		(8) 夜間支援対象利用者22人 (1日につき20単位を加算)	
		(9) 夜間支援対象利用者23人 (1日につき19単位を加算)	
		(10) 夜間支援対象利用者24人 (1日につき18単位を加算)	
		(11) 夜間支援対象利用者25人 (1日につき18単位を加算)	
		(12) 夜間支援対象利用者26人 (1日につき17単位を加算)	
		(13) 夜間支援対象利用者27人 (1日につき16単位を加算)	
		(14) 夜間支援対象利用者28人 (1日につき16単位を加算)	
		(15) 夜間支援対象利用者29人 (1日につき15単位を加算)	
		(16) 夜間支援対象利用者30人 (1日につき15単位を加算)	
			注 夜間支援等体制加算(Ⅰ)が算定されている場合のみ算定可能
	夜間職員加算	(1日につき149単位を加算)	
	重度障害者支援加算	イ 重度障害者支援加算(Ⅰ) (1日につき360単位を加算)	注1 加算の算定を開始した日から起算して100日以内 +300単位(中核的人材を配置し行動圏連携項目16点以上の者の場合 +200単位)
		ロ 重度障害者支援加算(Ⅱ) (1日につき180単位を加算)	注2 中核的人材を配置し行動圏連携項目16点以上の者を支援した場合 +150単位
	医療的ケア対応支援加算	(1日につき120単位を加算)	注1 加算の算定を開始した日から起算して100日以内 +400単位(中核的人材を配置し行動圏連携項目16点以上の者の場合 +200単位)
	日中支援加算	イ 日中支援加算(Ⅰ) (1) 日中支援対象利用者1人 (1日につき539単位を加算)	注2 中核的人材を配置し行動圏連携項目16点以上の者を支援した場合 +150単位
		(2) 日中支援対象利用者2人以上 (1日につき270単位を加算)	
	ロ 日中支援加算(Ⅱ)	(一) 区分4、5、6 (1日につき539単位を加算)	
		(二) 区分3以下 (1日につき270単位を加算)	
		(2) 日中支援対象利用者2人以上 (一) 区分4、5、6 (1日につき270単位を加算)	
		(二) 区分3以下 (1日につき135単位を加算)	
	集約的支援加算	イ 集約的支援加算(Ⅰ) (月4回を限度として、1,000単位を加算)	
		ロ 集約的支援加算(Ⅱ) (1日につき500単位を加算)	
	自立生活支援加算	イ 自立生活支援加算(Ⅰ) (6ヶ月を限度に1月につき1000単位を加算)	注 居住支援法人や居住支援協議会と連携し、住宅の確保及び居住支援に係る必要な情報共有を行った場合 1月につき+35単位
		ロ 自立生活支援加算(Ⅱ) (入居中2回、退院後1回を限度として、500単位を加算する単位を加算)	注 在宅介護支援センターや居住支援法人と共同して、居宅における生活上必要な説明及び指導を行った上で、協議又は保健、医療及び福祉関係者による協議の場し、当該説明及び指導の内容並びに住居の確保及び居住の支援に係る記録を報告した場合に、1月につき+500単位
		ハ 自立生活支援加算(Ⅲ) (利用期間が3年以内の場合 80単位単位を加算)	
		(利用期間が3年を超えて4年以内の場合 72単位単位を加算)	
		(利用期間が4年を超えて5年以内の場合 56単位単位を加算)	
		(利用期間が5年を超える場合 40単位単位を加算)	
	入院時支援特別加算(月1回を限度)	イ 入院期間が3日以上7日未満 (1日につき561単位を加算)	
		ロ 入院期間が7日以上 (1日につき1,122単位を加算)	
	帰宅時支援加算(月1回を限度)	イ 外泊期間が3日以上7日未満 (1日につき187単位を加算)	
		ロ 外泊期間が7日以上 (1日につき374単位を加算)	
	長期入院時支援特別加算	イ 指定共同生活援助事業所の場合 (1日につき122単位を加算)	
		ロ 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 (1日につき150単位を加算)	
		ハ 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 (1日につき76単位を加算)	
	長期帰宅時支援加算	イ 指定共同生活援助事業所の場合 (1日につき40単位を加算)	
		ロ 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 (1日につき50単位を加算)	
		ハ 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 (1日につき25単位を加算)	
	地域生活移行個別支援特別加算	(1日につき670単位を加算)	
	精神障害者地域移行特別加算	(1日につき300単位を加算)	
	強度行動障害者地域移行特別加算	(1日につき300単位を加算)	
	強度行動障害者体験利用加算	(1日につき400単位を加算)	
	医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算(Ⅰ) (1日につき32単位を加算)	注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間未満である場合
		ロ 医療連携体制加算(Ⅱ) (1日につき63単位を加算)	注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間以上2時間未満である場合
	ハ 医療連携体制加算(Ⅲ) (1日につき125単位を加算)	注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が2時間以上である場合	
	ニ 医療連携体制加算(Ⅳ)	(1) 利用者が1人 (1日につき800単位を加算)	
		(2) 利用者が2人 (1日につき500単位を加算)	
		(3) 利用者が3人以上8人以下 (1日につき400単位を加算)	
	ホ 医療連携体制加算(Ⅴ)	(1日につき500単位を加算)	
	ヘ 医療連携体制加算(Ⅵ)	(1日につき100単位を加算)	
	ト 医療連携体制加算(Ⅶ)	(1日につき39単位を加算)	

○自立生活援助サービス費

基本部分		注 サービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	注 自立生活援助計画が作成されていない場合	注 標準利用期間超過減算	注 虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 情報公表未報告減算	注 特別地域加算	注 地域生活支援拠点等機能強化加算	
イ 自立生活援助サービス費(Ⅰ)	(1) 30:1未満 (1月につき1566単位)	減算が適用される月から4月目まで×70/100	減算が適用される月から2月目まで×70/100	×95/100	×99/100	×99/100 注 令和7年4月1日から適用	×95/100	+230単位	1月につき500単位	
	(2) 30:1以上 (1月につき1095単位)									
ロ 自立生活援助サービス費(Ⅱ)	(1) 30:1未満 (1月につき1172単位)	5月以上連続して減算の場合×50/100	3月以上連続して減算の場合×50/100	×95/100	×99/100	×99/100 注 令和7年4月1日から適用	×95/100	+230単位	1月につき500単位	
	(2) 30:1以上 (1月につき821単位)									
ハ 自立生活援助サービス費(Ⅲ)	(1月につき700単位)									
福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) (1月につき450単位を加算)									
	ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) (1月につき300単位を加算)									
	ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) (1月につき180単位を加算)									
ピアサポート体制加算	(1月につき100単位を加算)									
初回加算	(1月につき500単位を加算)									
同行支援加算	イ 2回以下 (1月につき500単位を加算)									
	ロ 3回 (1月につき750単位を加算)									
	ハ 4回以上 (1月につき1,000単位を加算)									
緊急時支援加算	イ 緊急時支援加算(Ⅰ) (1日につき711単位を加算)									
	ロ 緊急時支援加算(Ⅱ) (1日につき94単位を加算)									
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)	(1回につき150単位を加算)									
日常生活支援情報提供加算(月1回を限度)	(1回につき100単位を加算)									
居住支援連携体制加算	(1月につき35単位を加算)									
地域居住支援体制強化推進加算(月1回を限度)	(1回につき500単位を加算)									
福祉・介護職員等処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×103/1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 令和6年6月1日から算定可能 注3 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)については、令和7年3月31日まで算定可能								
	ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×101/1,000)									
	ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×86/1,000)									
	ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +所定単位×69/1,000)									
	ホ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)									(1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1) (1月につき +所定単位×90/1,000)
										(2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2) (1月につき +所定単位×86/1,000)
										(3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3) (1月につき +所定単位×88/1,000)
										(4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4) (1月につき +所定単位×84/1,000)
										(5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5) (1月につき +所定単位×73/1,000)
										(6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6) (1月につき +所定単位×71/1,000)
										(7) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7) (1月につき +所定単位×65/1,000)
										(8) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8) (1月につき +所定単位×73/1,000)
										(9) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9) (1月につき +所定単位×63/1,000)
										(10) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10) (1月につき +所定単位×52/1,000)
(11) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11) (1月につき +所定単位×56/1,000)										
(12) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12) (1月につき +所定単位×50/1,000)										
(13) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13) (1月につき +所定単位×48/1,000)										
(14) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14) (1月につき +所定単位×35/1,000)										

福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 十所定単位×64/1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 令和6年5月31日まで算定可能
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 十所定単位×47/1,000)	
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき 十所定単位×26/1,000)	
福祉・介護職員等特定処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 十所定単位×17/1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 令和6年5月31日まで算定可能
	ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 十所定単位×15/1,000)	
福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算		(1月につき 十所定単位×13/1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 令和6年5月31日まで算定可能

○機能訓練サービス費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注				
		地方公共団体が設置する指定自立訓練(機能訓練)事業所又は指定障害者支援施設の場合	利用者の数が増える場合又は	看護職員、理学療法士等又は生活支援者の員数が基準に満たない場合	サービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	自立訓練(機能訓練)計画等が作成されていない場合	標準利用期間超過減算	身体拘束廃止未実施減算(障害者支援施設が行う機能訓練の場合)	身体拘束廃止未実施減算(障害者支援施設以外が行う機能訓練の場合)	活動防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	情報公表未報告減算	サービス管理責任者加算	特別地域加算	
イ 機能訓練サービス費(Ⅰ)	(1) 定員20人以下 (819単位) (2) 定員21人以上40人以下 (732単位) (3) 定員41人以上60人以下 (695単位) (4) 定員61人以上80人以下 (667単位) (5) 定員81人以上 (629単位)	×965/1,000	×70/100	減算が適用される月から2月目まで×100 3月以上連続して減算の場合×50/100	減算が適用される月から4月目まで×100 5月以上連続して減算の場合×50/100	減算が適用される月から2月目まで×70/100 3月以上連続して減算の場合×50/100	×95/100	×90/100	×99/100	×99/100	×99/100	×95/100			
ロ 機能訓練サービス費(Ⅱ)	(1) 1時間未満 (265単位) (2) 1時間以上 (606単位) (3) 視覚障害者に対する専門的訓練 (779単位)														
ハ 共生型機能訓練サービス費	(721単位)	×965/1,000	×70/100												
ニ 基準該当機能訓練サービス費	(721単位)														1日につき58単位を加算
福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) (1日につき15単位を加算) ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) (1日につき10単位を加算) ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) (1日につき6単位を加算)														
ピアサポート実施加算	(1月につき100単位を加算)														
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	イ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅰ) (1日につき51単位を加算) ロ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅱ) (1日につき41単位を加算)														
盲点機能障害者支援体制加算	(1日につき41単位を加算)														
初期加算	(利用開始日から30日を限度として、1日につき30単位を加算)														
欠席時対応加算(月4回を限度)	(1回につき94単位を加算)														
リハビリテーション加算	イ リハビリテーション加算(Ⅰ) (1日につき48単位を加算) ロ リハビリテーション加算(Ⅱ) (1日につき20単位を加算)														
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)	(1回につき150単位を加算)														
食事提供体制加算	(1日につき30単位を加算)														
送迎加算	イ 送迎加算(Ⅰ) (片道につき21単位を加算) ロ 送迎加算(Ⅱ) (片道につき10単位を加算)													注 同一敷地内の場合 ×70/100単位	
障害福祉サービスの体験利用支援加算	イ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅰ) (1日につき500単位を加算) ロ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅱ) (1日につき250単位を加算)													注 地域生活支援拠点等の場合 +50単位	
社会生活支援特別加算	(1日につき480単位を加算)														
就労移行支援体制加算	イ 定員20人以下 (1日につき57単位を加算) ロ 定員21人以上40人以下 (1日につき25単位を加算) ハ 定員41人以上60人以下 (1日につき14単位を加算) ニ 定員61人以上80人以下 (1日につき10単位を加算) ホ 定員81人以上 (1日につき7単位を加算)													注1 前年度において、自立訓練(機能訓練)等を受けた後就労し、6月以上就労継続している者が1名以上いる場合、所定単位数にその前年度実績の人数を乗じた単位数を加算 注2 前年度実績には就労継続支援A型事業所への移行は除く	
緊急時受入加算	(1日につき100単位を加算)														
集中的支援加算(月4回を限度)	(1回につき1,000単位を加算)														
福祉・介護職員等処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位数×138/1,000) ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位数×134/1,000) ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位数×98/1,000) ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +所定単位数×80/1,000) ホ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V) (1月につき +所定単位数×120/1,000) ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V) (1月につき +所定単位数×120/1,000) ホ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V) (1月につき +所定単位数×116/1,000) ホ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V) (1月につき +所定単位数×116/1,000) ホ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V) (1月につき +所定単位数×102/1,000) ホ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V) (1月につき +所定単位数×98/1,000) ホ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V) (1月につき +所定単位数×80/1,000) ホ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V) (1月につき +所定単位数×94/1,000) ホ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V) (1月につき +所定単位数×80/1,000) ホ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V) (1月につき +所定単位数×82/1,000) ホ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V) (1月につき +所定単位数×76/1,000) ホ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V) (1月につき +所定単位数×58/1,000) ホ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V) (1月につき +所定単位数×40/1,000)												注1 所定単位数は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 指定障害者支援施設において行った場合 イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位数×125/1,000) ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位数×0/1,000) ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位数×99/1,000) ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +所定単位数×81/1,000) ホ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V) (1月につき +所定単位数×107/1,000) (2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V) (1月につき +所定単位数×107/1,000) (3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V) (1月につき +所定単位数×0/1,000) (4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V) (1月につき +所定単位数×0/1,000) (5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V) (1月につき +所定単位数×89/1,000) (6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V) (1月につき +所定単位数×85/1,000) (7) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V) (1月につき +所定単位数×81/1,000) (8) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V) (1月につき +所定単位数×0/1,000) (9) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V) (1月につき +所定単位数×0/1,000) (10) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V) (1月につき +所定単位数×67/1,000) (11) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V) (1月につき +所定単位数×63/1,000) (12) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V) (1月につき +所定単位数×0/1,000) (13) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V) (1月につき +所定単位数×59/1,000) (14) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V) (1月につき +所定単位数×41/1,000) 注3 令和6年6月1日から算定可能 注4 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)については、令和7年3月31日まで算定可能		
福祉・介護職員等処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位数×67/1,000) ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位数×48/1,000) ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位数×27/1,000)													注1 所定単位数は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算、福祉・介護職員等処遇改善特別加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 指定障害者支援施設において行った場合 イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位数×69/1,000) ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位数×50/1,000) ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位数×28/1,000) 注3 令和6年5月31日まで算定可能	
福祉・介護職員等特定処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位数×40/1,000) ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位数×38/1,000)													注1 所定単位数は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算、福祉・介護職員等処遇改善特別加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 指定障害者支援施設において行った場合 (1月につき +所定単位数×26/1,000) 注3 令和6年5月31日まで算定可能	
福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算	(1月につき +所定単位数×18/1,000)													注1 所定単位数は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 令和6年5月31日まで算定可能	

○生活訓練サービス費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
イ 生活訓練サービス費(Ⅰ)	(1) 定員20人以下 (776単位) (3) 定員21人以上40人以下 (833単位) (3) 定員41人以上60人以下 (859単位) (4) 定員61人以上80人以下 (833単位) (5) 定員81人以上 (999単位)	×965/1,000	×70/100	減算が適用される月から2月まで ×70/100 3月以上連続して減算の場合 ×50/100	減算が適用される月から4月まで ×70/100 5月以上連続して減算の場合 ×50/100	減算が適用される月から2月まで ×70/100 3月以上連続して減算の場合 ×50/100	×95/100	×90/100	×99/100	×99/100	×99/100	×95/100	×99/100	×95/100
ロ 生活訓練サービス費(Ⅱ)	(1) 1時間未満 (265単位) (2) 1時間以上 (608単位) (3) 視覚障害者に対する専門的訓練 (779単位)													
ホ 共生型生活訓練サービス費 (690単位)														
ヘ 基礎該当生活訓練サービス費 (690単位)														
福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) (1日につき15単位を加算) ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) (1日につき10単位を加算) ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) (1日につき8単位を加算)													
ピアサポート実施加算	(1月につき100単位を加算)													
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	イ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅰ) (1日につき81単位を加算) ロ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅱ) (1日につき81単位を加算)													
高次脳機能障害者支援体制加算	(1日につき41単位を加算)													
初期加算	(利用開始日から30日を限度として、1日につき30単位を加算)													
欠席時対応加算(月4回を限度)	(1日につき94単位を加算)													
医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算(Ⅰ) (1日につき32単位を加算) ロ 医療連携体制加算(Ⅱ) (1日につき62単位を加算) ハ 医療連携体制加算(Ⅲ) (1日につき123単位を加算) ニ 医療連携体制加算(Ⅳ) (1)利用者1人 (1日につき800単位を加算) (2)利用者2人 (1日につき500単位を加算) (3)利用者が3人以上8人以下 (1日につき400単位を加算) ホ 医療連携体制加算(Ⅴ) (1日につき500単位を加算) ヘ 医療連携体制加算(Ⅵ) (1日につき100単位を加算)													
個別計画訓練支援加算	イ 個別計画訓練支援加算(Ⅰ) (1日につき47単位を加算) ロ 個別計画訓練支援加算(Ⅱ) (1日につき19単位を加算)													
短期滞在加算	イ 短期滞在加算(Ⅰ) (1日につき180単位を加算) ロ 短期滞在加算(Ⅱ) (1日につき115単位を加算)													
精神障害者退院支援施設加算	イ 精神障害者退院支援施設加算(Ⅰ) (1日につき180単位を加算) ロ 精神障害者退院支援施設加算(Ⅱ) (1日につき115単位を加算)													
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)	(1回につき150単位を加算)													
食事提供体制加算	イ 食事提供体制加算(Ⅰ) (1日につき48単位を加算) ロ 食事提供体制加算(Ⅱ) (1日につき30単位を加算)													
緊急時受入加算	(1日につき100単位を加算)													
集中的支援加算(月4回を限度)	(1回につき1,000単位を加算)													
看護職員配置加算(Ⅰ)	(1日につき18単位を加算)													
送迎加算	イ 送迎加算(Ⅰ) (外通につき21単位を加算) ロ 送迎加算(Ⅱ) (外通につき10単位を加算)													
障害福祉サービスの体験利用支援加算	イ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅰ) (1日につき500単位を加算) ロ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅱ) (1日につき250単位を加算)													
社会生活支援特別加算	(1日につき480単位を加算)													
就労移行支援体制加算	イ 定員20人以下 (1日につき54単位を加算) ロ 定員21人以上40人以下 (1日につき44単位を加算) ハ 定員41人以上80人以下 (1日につき13単位を加算) ニ 定員81人以上80人以下 (1日につき9単位を加算) ホ 定員81人以上 (1日につき7単位を加算)													
福祉・介護職員等処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位数×138/1,000) ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位数×134/1,000) ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 所定単位数×98/1,000) ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき 所定単位数×80/1,000) ホ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき 所定単位数×94/1,000)													
注	注1 前年度において、自立訓練(生活訓練)等を受け、後就労し、6月以上就労継続している者が1名以上いる場合、所定単位数にその前年度実績の人数を乗じた単位数を加算 注2 前年度実績には就労継続支援A型事業所への移行は除く													
注	注1 所定単位数は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 指定障害者支援施設において行った場合 イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位数×125/1,000) ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位数×0/1,000) ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 所定単位数×99/1,000) ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき 所定単位数×81/1,000) ホ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき 所定単位数×107/1,000) (2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅵ) (1月につき 所定単位数×0/1,000) イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅶ) (1月につき 所定単位数×0/1,000) ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき 所定単位数×89/1,000) ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき 所定単位数×85/1,000) ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅸ) (1月につき 所定単位数×81/1,000) (7) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅹ) (1月につき 所定単位数×67/1,000) (8) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅺ) (1月につき 所定単位数×63/1,000) (9) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅻ) (1月につき 所定単位数×0/1,000) (10) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅼ) (1月につき 所定単位数×58/1,000) (11) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅽ) (1月につき 所定単位数×41/1,000) 注3 令和6年6月1日から算定可能 注4 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅾ)については、令和7年3月31日まで算定可能													

福祉・介護職員処遇改善加算 福祉・介護職員処遇改善加算 福祉・介護職員処遇改善加算 福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 十所定単位×67/1,000) ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 十所定単位×49/1,000) ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 十所定単位×27/1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 指定障害者支援施設において行った場合 イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 十所定単位×68/1,000) ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 十所定単位×50/1,000) ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 十所定単位×28/1,000) 注3 令和6年5月31日まで算定可能
福祉・介護職員等特定処遇改善加算 福祉・介護職員等特定処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 十所定単位×40/1,000) ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 十所定単位×36/1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 指定障害者支援施設において行った場合 (1月につき 十所定単位×26/1,000) 注3 令和6年5月31日まで算定可能
福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算	(1月につき 十所定単位×18/1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 令和6年5月31日まで算定可能

○宿泊型自立訓練サービス費

基本部分	
ハ 生活訓練サービス費(Ⅲ)	(1) 利用期間が2年以内の場合 (281単位) (2) 利用期間が2年を超える場合 (170単位)
ニ 生活訓練サービス費(Ⅳ)	(1) 利用期間が3年以内の場合 (281単位) (2) 利用期間が3年を超える場合 (170単位)

注			注	注	注	注	注
利用者の数が利用定員を超える場合	生活支援員又は地域移行支援員の員数が基準に満たない場合	サービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	自立訓練(生活訓練)計画等が作成されていない場合	身体拘束廃止未実施減算	虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	情報公表未報告減算
×70/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100 3月以上連続して減算の場合 ×50/100	減算が適用される月から4月目まで ×70/100 5月以上連続して減算の場合 ×50/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100 3月以上連続して減算の場合 ×50/100	×90/100	×99/100	×97/100	×90/100

福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) (1日につき10単位を加算) ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) (1日につき7単位を加算) ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) (1日につき4単位を加算)
-------------	---

地域移行支援体制強化加算	(1日につき55単位を加算)
--------------	----------------

視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	イ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅰ) (1日につき51単位を加算) ロ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅱ) (1日につき41単位を加算)
------------------	--

高次脳機能障害者支援体制加算	(1日につき41単位を加算)
----------------	----------------

初期加算	(利用開始日から30日を限度として、1日につき30単位を加算)
------	---------------------------------

医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算(Ⅰ) (1日につき32単位を加算) ロ 医療連携体制加算(Ⅱ) (1日につき63単位を加算) ハ 医療連携体制加算(Ⅲ) (1日につき125単位を加算) ニ 医療連携体制加算(Ⅳ) (1)利用者1人 (1日につき800単位を加算) (2)利用者2人 (1日につき500単位を加算) (3)利用者3人以上8人以下 (1日につき400単位を加算) ホ 医療連携体制加算(Ⅴ) (1日につき500単位を加算) ヘ 医療連携体制加算(Ⅵ) (1日につき100単位を加算)
----------	---

注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間未満である場合
注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間以上2時間未満である場合
注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が2時間以上である場合
注 医療的ケアを必要とする利用者に対する看護である場合

日中支援加算	(1日につき270単位を加算)
--------	-----------------

通勤者生活支援加算	(1日につき18単位を加算)
-----------	----------------

入院時支援特別加算(月1回を限度)	イ 入院期間が3日以上7日未満 (1回につき561単位を加算) ロ 入院期間が7日以上 (1回につき1,122単位を加算)
-------------------	--

帰宅時支援加算(月1回を限度)	イ 外泊期間が3日以上7日未満 (1回につき187単位を加算) ロ 外泊期間が7日以上 (1回につき374単位を加算)
-----------------	--

長期入院時支援特別加算	(1日につき76単位を加算)
-------------	----------------

長期帰宅時支援加算	(1日につき25単位を加算)
-----------	----------------

地域移行加算	(利用中2回、退所後1回を限度として、500単位を加算)
--------	------------------------------

地域生活移行個別支援特別加算	(1日につき670単位を加算)
----------------	-----------------

精神障害者地域移行特別加算	(1日につき300単位を加算)
---------------	-----------------

強度行動障害者地域移行特別加算	(1日につき300単位を加算)
-----------------	-----------------

食事提供体制加算(Ⅰ)	(1日につき48単位を加算)
-------------	----------------

夜間支援等体制加算	イ 夜間支援等体制加算(Ⅰ)	(1) 夜間支援対象利用者3人以下 (1日につき448単位を加算)
		(2) 夜間支援対象利用者4人以上6人以下 (1日につき269単位を加算)
		(3) 夜間支援対象利用者7人以上9人以下 (1日につき168単位を加算)
		(4) 夜間支援対象利用者10人以上12人以下 (1日につき122単位を加算)
		(5) 夜間支援対象利用者13人以上15人以下 (1日につき98単位を加算)
		(6) 夜間支援対象利用者16人以上18人以下 (1日につき79単位を加算)
		(7) 夜間支援対象利用者19人以上21人以下 (1日につき67単位を加算)
		(8) 夜間支援対象利用者22人以上24人以下 (1日につき58単位を加算)
		(9) 夜間支援対象利用者25人以上27人以下 (1日につき52単位を加算)
		(10) 夜間支援対象利用者28人以上30人以下 (1日につき46単位を加算)
	ロ 夜間支援等体制加算(Ⅱ)	(1) 夜間支援対象利用者3人以下 (1日につき149単位を加算)
		(2) 夜間支援対象利用者4人以上6人以下 (1日につき90単位を加算)
		(3) 夜間支援対象利用者7人以上9人以下 (1日につき56単位を加算)
		(4) 夜間支援対象利用者10人以上12人以下 (1日につき41単位を加算)
		(5) 夜間支援対象利用者13人以上15人以下 (1日につき32単位を加算)
		(6) 夜間支援対象利用者16人以上18人以下 (1日につき26単位を加算)
		(7) 夜間支援対象利用者19人以上21人以下 (1日につき22単位を加算)
		(8) 夜間支援対象利用者22人以上24人以下 (1日につき19単位を加算)
		(9) 夜間支援対象利用者25人以上27人以下 (1日につき17単位を加算)
		(10) 夜間支援対象利用者28人以上30人以下 (1日につき15単位を加算)
ハ 夜間支援等体制加算(Ⅲ)	(1日につき10単位を加算)	

看護職員配置加算(Ⅱ)	(1日につき13単位を加算)
-------------	----------------

集中的支援加算(月4回を限度)	(1回につき1,000単位を加算)
-----------------	-------------------

福祉・介護職員等処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×138/1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 令和6年6月1日から算定可能 注3 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)については、令和7年3月31日まで算定可能
	ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×134/1,000)	
	ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×98/1,000)	
	ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +所定単位×80/1,000)	
	ホ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1) (1月につき +所定単位×120/1,000)	
	(2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2) (1月につき +所定単位×120/1,000)	
	(3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3) (1月につき +所定単位×116/1,000)	
	(4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4) (1月につき +所定単位×116/1,000)	
	(5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5) (1月につき +所定単位×102/1,000)	
	(6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6) (1月につき +所定単位×98/1,000)	
	(7) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7) (1月につき +所定単位×98/1,000)	
	(8) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8) (1月につき +所定単位×80/1,000)	
	(9) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9) (1月につき +所定単位×94/1,000)	
	(10) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10) (1月につき +所定単位×80/1,000)	
	(11) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11) (1月につき +所定単位×62/1,000)	
(12) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12) (1月につき +所定単位×76/1,000)		
(13) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13) (1月につき +所定単位×58/1,000)		
(14) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14) (1月につき +所定単位×40/1,000)		

福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×67/1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 令和6年5月31日まで算定可能
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×49/1,000)	
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×27/1,000)	

福祉・介護職員等特定処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×40/1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 令和6年5月31日まで算定可能
	ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×36/1,000)	

福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算 (1月につき +所定単位×18/1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 令和6年5月31日まで算定可能
---	---

○就労移行支援サービス費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注		
		地方公共団体 が設置する 指定就労 移行支援事 業所又は指 定障害者支 援施設の場合	利用者の数 が利用定員 を超える場合 又は	職業指導員若 しくは生活支 援員又は就労 支援員の員数 が基準を満た ない場合 又は	サービス管理 責任者の員数 が基準を満た ない場合	就労移行支 援計画等が 作成されて いない場合	標準利用期 間超過減算	身体拘束 止未実施減 算(障害者支 援施設が行 う就労移行 支援の場合) 又は 身体拘束 止未実施減 算(障害者支 援施設以外 が行う就労 移行支援の 場合)	虐待防止措 置未実施減 算	業務継続計 画未策定減 算	情報公表未 報告減算
イ 就労移行支援サービス費(1)	(1) 定員20人以下 (一) 就労後6月以上定着率が5割以上の場合 (1210単位) (二) 就労後6月以上定着率が4割以上5割未満の場合 (1020単位) (三) 就労後6月以上定着率が3割以上4割未満の場合 (879単位) (四) 就労後6月以上定着率が2割以上3割未満の場合 (719単位) (五) 就労後6月以上定着率が1割以上2割未満の場合 (599単位) (六) 就労後6月以上定着率が0割超1割未満の場合 (519単位) (七) 就労後6月以上定着率が0の場合 (479単位) (2) 定員21人以上40人以下 (一) 就労後6月以上定着率が5割以上の場合 (1055単位) (二) 就労後6月以上定着率が4割以上5割未満の場合 (881単位) (三) 就労後6月以上定着率が3割以上4割未満の場合 (745単位) (四) 就労後6月以上定着率が2割以上3割未満の場合 (649単位) (五) 就労後6月以上定着率が1割以上2割未満の場合 (524単位) (六) 就労後6月以上定着率が0割超1割未満の場合 (466単位) (七) 就労後6月以上定着率が0の場合 (433単位) (3) 定員41人以上60人以下 (一) 就労後6月以上定着率が5割以上の場合 (1023単位) (二) 就労後6月以上定着率が4割以上5割未満の場合 (857単位) (三) 就労後6月以上定着率が3割以上4割未満の場合 (711単位) (四) 就労後6月以上定着率が2割以上3割未満の場合 (614単位) (五) 就労後6月以上定着率が1割以上2割未満の場合 (515単位) (六) 就労後6月以上定着率が0割超1割未満の場合 (446単位) (七) 就労後6月以上定着率が0の場合 (413単位) (4) 定員61人以上80人以下 (一) 就労後6月以上定着率が5割以上の場合 (968単位) (二) 就労後6月以上定着率が4割以上5割未満の場合 (816単位) (三) 就労後6月以上定着率が3割以上4割未満の場合 (684単位) (四) 就労後6月以上定着率が2割以上3割未満の場合 (582単位) (五) 就労後6月以上定着率が1割以上2割未満の場合 (494単位) (六) 就労後6月以上定着率が0割超1割未満の場合 (418単位) (七) 就労後6月以上定着率が0の場合 (387単位) (5) 定員81人以上 (一) 就労後6月以上定着率が5割以上の場合 (835単位) (二) 就労後6月以上定着率が4割以上5割未満の場合 (779単位) (三) 就労後6月以上定着率が3割以上4割未満の場合 (625単位) (四) 就労後6月以上定着率が2割以上3割未満の場合 (516単位) (五) 就労後6月以上定着率が1割以上2割未満の場合 (478単位) (六) 就労後6月以上定着率が0割超1割未満の場合 (392単位) (七) 就労後6月以上定着率が0の場合 (364単位)	×95/100	×70/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100 3月以上連続して減算の場合 ×50/100	減算が適用される月から4月目まで ×70/100 5月以上連続して減算の場合 ×50/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100 3月以上連続して減算の場合 ×50/100	×95/100	×90/100	×99/100	×99/100	×95/100
福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) (1日につき15単位を加算) ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) (1日につき10単位を加算) ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) (1日につき6単位を加算)										
就労支援関係研修了加算	(1日につき6単位を加算)										
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	イ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅰ) (1日につき51単位を加算) ロ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅱ) (1日につき41単位を加算)										
高次脳機能障害者支援体制加算	(1日につき41単位を加算)										
初期加算	(利用開始日から30日を限度として、1日につき30単位を加算)										
訪問支援特別加算(月2回を限度)	イ 1時間未満 (1日につき17単位を加算) ロ 1時間以上 (1日につき280単位を加算)										
欠席対応加算(月4回を限度)	(1日につき94単位を加算)										
医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算(Ⅰ) (1日につき32単位を加算) ロ 医療連携体制加算(Ⅱ) (1日につき43単位を加算) ハ 医療連携体制加算(Ⅲ) (1日につき125単位を加算) ニ 医療連携体制加算(Ⅳ) (1)利用者1人 (1日につき800単位を加算) (2)利用者2人 (1日につき500単位を加算) (3)利用者が3人以上8人以下 (1日につき400単位を加算) ホ 医療連携体制加算(Ⅴ) (1日につき500単位を加算) ヘ 医療連携体制加算(Ⅵ) (1日につき100単位を加算)										注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間未満である場合 注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間以上2時間未満である場合 注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が2時間以上である場合 注 医療的ケアを必要とする利用者に対する看護である場合
精神障害者退院支援施設加算	イ 精神障害者退院支援施設加算(Ⅰ) (1日につき180単位を加算) ロ 精神障害者退院支援施設加算(Ⅱ) (1日につき115単位を加算)										
利用者負担上乗額管理加算(月1回を限度)	(1日につき150単位を加算)										
食事提供体制加算	(1日につき30単位を加算)										
移行準備支援体制加算	(1日につき41単位を加算)										
送迎加算	イ 送迎加算(Ⅰ) (片道につき21単位を加算) ロ 送迎加算(Ⅱ) (片道につき10単位を加算)										注 同一敷地内の場合 ×70/100
障害福祉サービスの体験利用支援加算	イ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅰ) (1日につき500単位を加算) ロ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅱ) (1日につき250単位を加算)										注 地域生活支援拠点等の場合 +50単位
通勤訓練加算	(1日につき800単位を加算)										
在宅時生活支援サービス加算	(1日につき300単位を加算)										
社会生活支援特別加算	(1日につき480単位を加算)										
地域連携会議実施加算	イ 地域連携会議実施加算(Ⅰ) (1回につき、583単位を加算) ロ 地域連携会議実施加算(Ⅱ) (1回につき、408単位を加算)										注 (Ⅰ)(Ⅱ)合わせて1月に1回かつ1年につき4回を限度とする。
緊急時受入加算	(1日につき100単位を加算)										
集中的支援加算(月4回を限度)	(1日につき1,000単位を加算)										

